

一関市水道施設運転管理等業務委託
性能仕様書

一関市上下水道部

目 次

第1章 総 則	P. 1
第2章 業務内容	P. 8
第3章 業務書類等	P. 12
第4章 その他	P. 16
【様式1】 不当介入（不当要求・業務妨害）事案通報書	P. 18
【別表1】 業務と責任分担	P. 19
【別表2】 リスク分担表	P. 20
【別紙-1】 業務委託する施設・設備等	P. 23
【別紙-2】 消防設備点検一覧	P. 33
【別紙-3】 自家用電気工作物一覧	P. 34

第1章 総則

(目的)

第1条 この一関市水道施設運転管理等業務委託性能仕様書(以下「仕様書」という。)は、一関市水道施設運転管理等業務委託要求水準書(以下「要求水準書」という。)に記載の水道施設の適正な運営を図るため、一関市水道施設運転管理等業務(以下「本業務」という。)に係る性能仕様を定めることを目的とする。

(業務の履行)

第2条 受託者は、水道施設の機能が十分に発揮できるよう、仕様書の他、契約書、要求水準書及びその他関係書類(現場説明を含む。)等に基づき誠実かつ安全に、また、委託者と協議し業務を履行しなければならない。なお、仕様書に記載なき事項であっても、業務遂行上当然に必要なものは受託者の責任において、これを満足しなければならない。

(委託する施設等)

第3条 委託者が受託者に委託する施設・設備等は、【別紙-1】のとおりとする。

(業務の範囲)

第4条 委託者が受託者に委託する業務の範囲及び内容は、仕様書第2章に示すとおりとする。

(業務管理)

第5条 受託者は、常に善良なる管理者の責任をもって、本業務を履行しなければならない。

2 受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者に連絡すること。

3 受託者は、水道施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を把握し、水道施設の運転に精通するとともに、本業務の遂行にあたって常に問題意識をもってこれにあたり、創意工夫し設備の予防保全に努めること。

4 受託者は、豪雨、台風、地震、渇水その他の天災及び水道施設の機能に重大な支障が生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備すること。

5 受託者は、地域住民と十分に協調を保ち、本業務の円滑な進捗に期すること。

(運転管理概要)

第6条 各施設に関する基準値は、次のとおりとする。

(1) 水質に関しては、要求水準書第22条(1)ア①1)水質管理の水準に規定された

とおりとする。

(2) 水圧に関しては、要求水準書第 22 条 (1) ア①2) 水圧管理の水準に規定されたとおりとする。

(3) 水量に関しては、要求水準書第 22 条 (1) ア①3) 水量管理の水準に規定されたとおりとする。参考とする各水道施設の施設能力及び令和 3 年度の運転実績は、要求水準書【参考資料-1】のとおり。

(従事者の届出)

第 7 条 受託者は、従事者の履歴、職種、職階、職務分担等（従事者の資格を証明するものを含む。）を記載した、従事者選任届を提出すること。また、変更がある場合も同様とする。

2 受託者の従事者について、本業務の履行上著しく不適格と認められる場合は、委託者、受託者双方が協議の上、当該従事者を変更することができる。

(職階及び有資格者の基準)

第 8 条 受託者の従事者の職階及び有資格者の基準は、次のとおりとする。

(1) 業務責任者

業務全体の責任者として、浄水場等水道施設の運転管理、保守点検整備、電気・機械設備及び水質分析等の業務に精通し、3年以上の浄水処理の実務経験があり、高度な技術力と的確な判断力を有している者で、水道技術管理者又は水道施設管理技士【浄水施設 2 級】の有資格者

(2) 業務副責任者

業務責任者を補佐し、浄水場等水道施設の運転管理、保守点検整備、電気・機械設備及び水質分析等の業務に精通しており、業務責任者不在時は、代わってその職を務めることができる者。2年以上の浄水処理の実務経験がある者で、水道施設管理技士【浄水施設 3 級以上】の有資格者

(3) 業務従事者

浄水場等水道施設の運転管理、保守点検整備、電気・機械設備、水質分析等の業務について必要な技術を有している者で、次の各号のいずれかを満たすもの

① 電気科、機械科又は化学科等の委託業務の履行に必要な学科を修めた者

② 1年以上の浄水処理の実務経験がある者

(資格保有者の配置)

第 9 条 受託者は、本業務を履行するため、次の要件を満たす者を適正に配置しておかなければならない。配置人員数、場所及び体制はプロポーザルにて採択された提案をもと

に、協議の上決定する。

- (1) 水道技術管理者
- (2) 水道施設管理技士（浄水施設）
- (3) 電気主任技術者（第三種免状以上）
- (4) 水質基準その他水質に関する知識を有し、かつ1年以上の実務経験を有する者
- (5) 機械設備に関する知識を有し、かつ1年以上の実務経験を有する者
- (6) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (7) 特定化学物質作業主任者
- (8) 甲種又は乙種第4類危険物取扱者
- (9) クレーン運転特別教育修了者
- (10) 玉掛け技能講習修了者
- (11) ごみ処理施設の技術管理者（産業廃棄物中間処理施設技術管理士）
- (12) 技術士（上下水道部門 上水道及び工業用水道）

第12号の技術士は、本業務の履行に必要な指示・助言ができるよう受託者の社内に配置しておくこと。

（業務責任者の職務）

第10条 業務責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 技術上の業務を統括する責任者として、受託者の従事者の指揮、監督を行うとともに、技能の向上及び事故防止に努める。
- (2) 契約書、仕様書、要求水準書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、委託者の職員と密接な連絡を取り、業務の適正かつ円滑な遂行を図る。
- (3) 設備及び管理状況を常に的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制に努める。

（業務履行計画書）

第11条 受託者は、仕様書、契約書、要求水準書、提案書に基づき、委託者と十分な協議を行い、契約期間における業務履行計画書を策定し、委託者に提出するものとする。業務履行報告書には、次に事項について記載しなければならない。

(1) 業務概要に関すること

水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための本業務における管理の基本方針及びその概要について、本業務に対する考え方が把握できるように記載する。

(2) 業務組織に関すること

本業務を遂行する上で、必要な組織及び体制について、業務組織・業務分担・緊急時・その他の組織等の体制、配置人数、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるように記載する。

- (3) 主たる業務の実施計画（工程）の概要
 - (4) 水質管理に関する計画
 - (5) 各種点検に関する計画
 - (6) 業務検査、モニタリングに関する計画
 - (7) 安全対策、衛生管理に関する計画
 - (8) 教育、研修に関する計画
 - (9) 各種報告様式
 - (10) その他必要な計画
- (年間業務実施計画書)

第12条 受託者は、業務履行計画書に基づき、各業務を実施する上で留意すべき点、効率的・効果的業務方法等について示した年間業務実施計画書を策定し、委託者に提出するものとする。年間業務実施計画書には、次の事項について記載しなければならない。

- (1) 業務計画に関すること

年間業務工程表（運転監視操作業務・保守点検業務）、労務工程表

- (2) 業務方法に関すること

業務方法・要領及び運転指標、保守点検業務基準（周期、項目等）

- (3) 安全衛生管理に関すること

安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、研修計画表、安全衛生管理組織表

- (4) 保全・保安管理・安全パトロール等に関すること

保全・保安管理・安全パトロール等の内容及び実施予定表

- (5) 水質監視業務に関すること

水質監視業務実施方法、検査体制

- (6) 再委託業務に関すること

再委託業務の内容及び実施予定表

- (7) その他必要事項

(年間業務実施計画書の要領)

第13条 前条の年間業務実施計画書の作成要領は、次のとおりとする。

- (1) 年間業務実施計画書は、日本工業規格A版により作成し、原則としてA4又はA3とする。

2 年間業務実施計画書を構成する事項の作成要領は、次のとおりとする。

(1)「業務計画に関すること」は、安全で安定的に浄水を供給するための運転計画や設備点検、水質管理等について、年間を通じて各業務計画が把握できるよう記載する。

(2)「業務方法に関すること」は、水道施設を安定的に管理運営していくための運転指標や各設備の運転方法及び要点、日常点検、定期点検、建築付帯設備点検の内容・点検頻度・点検要領、清掃の内容・清掃の要領等、その他必要な事項について具体的に記載する。

(3)「安全衛生管理及び保全・保安管理に関すること」は、事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための、安全衛生管理に係る基準や安全衛生管理に関する組織体制等及び保全・保安管理・安全パトロール等について具体的に記載する。

(4)受託者は、年間業務実施計画書に基づき業務を遂行し、その年間業務が終了した際には、速やかに年間業務履行報告書を提出しなければならない。なお、年間業務履行報告書は、年間業務実施計画書で計画した諸事項に対して、その実績が明らかになるよう記載する。

(月間業務実施計画書及び月間業務履行報告書)

第14条 受託者は、業務計画について、あらかじめその内容を委託者と協議し、決められた諸事項を満たす月間業務実施計画書を提出しなければならない。なお、詳細な諸事項が必要な場合は、月間業務実施計画書に添付して提出すること。

2 受託者は、月間業務実施計画書を変更する必要がある場合は、その都度委託者と協議しなければならない。

3 受託者は、月間業務実施計画書に基づき業務を遂行し、その月間業務が終了した際には、速やかに月間業務履行報告書を提出しなければならない。なお、月間業務履行報告書は、月間業務実施計画書で計画した諸事項に対して、その実績が明らかになるよう記載すること。

4 月間業務実施計画書及び月間業務履行報告書の要領は、前条に読み替えるものとする。

(業務記録等の整備)

第15条 受託者は、業務記録等、業務の履行又は確認に必要な書類を常に整備し、委託者が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(報告書等)

第16条 受託者は、仕様書第3章に定めるところにより運転管理業務、保全管理業務、その他業務の履行に係る報告書を速やかに提出しなければならない。

(安全管理)

第 17 条 受託者は、作業の実施にあたり守らなければならない安全に関する事項を定めなければならない。

(健康管理)

第 18 条 受託者は、常に安全衛生管理に注意を払い、業務従事者に感染症等の疑いがある場合は従事者の変更を行うなど、安全衛生管理を徹底しなければならない。

2 受託者は、業務従事者に水道法第 21 条に定める定期健康診断を受診させるとともに、必要に応じて臨時の健康診断を受診させ、これに関する記録を作成し、委託者に文書により報告するものとする。

(保全・保安教育及び訓練)

第 19 条 受託者は、作業、維持（運転、監視、点検、測定等）又は運用に従事する者に対して、水道施設等の保全・保安に関し必要な知識及び機能に関する教育をしなければならない。

2 受託者は、作業、維持又は運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生した場合の措置について、危機管理マニュアルを作成し、実地指導、訓練を行わなければならない。

(貸与品等)

第 20 条 本業務の実施に際し、受託者が業務遂行上必要とする完成図書、特殊工具等の貸与品等のうち、現に委託者が所有している物は無償で貸与する。ただし、安全衛生対策用具及び点検整備又は軽易な修繕等に必要な工具類については受託者の負担とする。

2 貸与品等については、受託者が台帳等を作成し、その保管状況を常に掌握するとともに貸与品の機能点検を行い管理するものとする。なお、受託者の故意又は過失により貸与品等に毀損、盗難、紛失等があった場合は受託者が弁償しなければならない。また、貸与品使用中に生じた事故について、委託者は一切の責任を負わない。

3 貸与した鍵類は委託者に無断で複製してはならない。

(整理整頓等)

第 21 条 受託者は、委託施設建物及びその周辺を常に清掃し、不要な物品等を整理しなければならない。

(事務室等の自主管理)

第 22 条 受託者は、水道施設の一部を事務室等として使用する場合には、委託者の許可を受けるとともに、受託者の責任において維持管理を行わなければならない。

2 受託者は、事務室等として使用する施設については事前に借用承認願を提出するものとする。

3 事務室等は無償で供与するが、使用にあたっては常に清掃を行い清潔に管理し、毀損、汚損等が生じた場合は、受託者の負担により速やかに現状に復さなければならない。

(従事者の規律及び服装等)

第 23 条 受託者は、本業務に従事する者の規律、衛生、風紀及び身元の保持に関し一切の責任を負うものとする。

2 受託者は、本業務に従事する者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、胸に名札を着用させるとともに、対応については部外者から指摘を受けないようにしなければならない。また、訪問者及び電話の対応においては、相手に不快感を与えないなど、態度等には注意しなければならない。

(火災の防止)

第 24 条 受託者は、水道施設の火災を未然に防止するため、火気取扱い責任者を選任し、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底しなければならない。

(侵入者の防止等)

第 25 条 受託者は、設備機器、備品工具類の盗難及び水道施設への侵入を防止するため、十分に注意しなければならない。

2 受託者は、施錠、解錠の管理を確実に行わなければならない。

(不当介入に対する措置)

第 26 条 受託者は、この契約の履行にあたって、暴力団員又は暴力団関係者等による不当な要求又は債務の適正な履行に対して妨害を受けた場合は、速やかにその内容を記載した通報書【様式 1】により、委託者へ報告するとともに警察署に通報しなければならない。

2 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、委託者と協議するものとする。

(水道施設の一般管理)

第 27 条 受託者は、水道法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等の関連法令を遵守することを基本とし、業務の実施、水道施設の保安等について、十分注意を払わなければならない。

2 受託者は、業務遂行上で必要な諸事項について、委託者と打合せ、協議等を行った場合は、その都度その内容を議事録として整理し、委託者に提出し承認を受けるものとする。

第2章 業務内容

(就業形態)

第28条 受託者は、業務の履行にあたり、原則として次に掲げる業務形態により行うものとする。

- (1) 運転監視操作業務 24時間
- (2) その他業務 計画又は必要の都度

ただし、水道施設の設備が自動化又は省力化等により、業務形態を変更しても所定の能力が確保されるような場合には、委託者と受託者双方が協議の上、業務形態を変更できるものとする。

(臨時の措置)

第29条 本業務の就業形態は原則、前条によるものとするが、テロ及び天災等による事故及び重故障等、予測し得ない事象が起こり、緊急回避として設備停止に至った場合等については、別途協議し、委託者の指示に最大限協力するものとする。

(運転監視操作業務)

第30条 受託者は、制御及び監視により、異常を発見した場合又は変更が必要な場合は、その都度委託者に報告し、適切な処置を行うものとする。なお、委託者より処置方法の指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、運転の変更、故障、警報の発生等運転監視に必要なものについて記録するとともに原因を調査し、適切に対処しなければならない。
- 3 受託者は、運転管理業務上必要な措置を講じるため、施設の全部又は主要部の運転を停止する時又は再開する時は、委託者に速やかに報告しなければならない。
- 4 制御及び監視は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 受変電設備の監視
 - (2) 原水流量、ろ過水流量、送水流量の監視及び制御
 - (3) 取水設備の監視及び制御
 - (4) 水道施設の各池の水位及び流量等の運転監視及び制御
 - (5) 水道施設のポンプ施設の運転監視及び制御
 - (6) 沈殿池、急速ろ過池、緩速ろ過池、膜ろ過設備等の運転監視及び制御
 - (7) 濁度、色度、pH値、残留塩素等水質の監視
 - (8) 薬品等の注入量の監視及び制御
 - (9) 排水処理施設の運転監視及び制御

(10) 薬品類、潤滑油脂類等の残量記録及び制御

(水質監視業務)

第 31 条 受託者は、年間及び月間業務実施計画書に基づき、水質監視を行うものとする。

2 受託者は、原水水質及び浄水処理の状況などを把握し、必要に応じて水質検査を行い、浄水水質の安全確保を図ること。なお、水質検査は、次に掲げるものとする。

(1) 水道施設の運転管理上で必要な通常的水質検査(原水、沈澱池処理水、ろ過処理水、浄水についての色、濁り、残留塩素、pH、臭気等の確認)

(2) ジャーテスト

(保守点検業務)

第 32 条 受託者は、当該年度の月間及び年間業務実施計画書に基づき、【別紙－1】に記載する施設・設備等の保守点検業務を行うものとする。

(簡易な補修)

第 33 条 受託者は、保守点検により発見した不良箇所若しくは、故障の発生により破損した箇所のうち、現場で修理可能なものについては修理し、作業終了後速やかに委託者に報告し、後日修理の状況を記した書類を提出すること。ただし、当該事象が水道施設に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、応急措置を行うとともに、委託者に連絡し、その対応について協議する。

2 設備の簡易な補修、調整に必要な工具類、安全対策器具、カメラについては受託者の負担とする。

(調整及び交換)

第 34 条 受託者は、次に掲げる業務により、機器が正常に動作するよう調整及び部品等の交換に努めること。

(1) 各種ポンプ類のベアリング、グランドパッキン等消耗品の交換及びオイル交換
(※芯出し作業及び廃油・廃材の処理を含む)

(2) 各種電動機類のベアリング等消耗品の交換及び調整

(3) 各種バルブ類のグリースアップ

(4) 制御に関する発信器等の点検・消耗品交換及び調整

(消防設備点検)

第 35 条 消防設備点検の対象と内容は【別紙－2】に示すとおりとする。なお、実施に際しては、当該点検実施に必要な有資格者を配置すること。

2 前条各号の点検にあたっては、当該各号に係る法令を遵守し実施すること。

(自家用電気工作物点検)

第 36 条 自家用電気工作物の対象等は【別紙-3】に示すとおりとする。なお、実施に際しては、当該点検実施に必要な有資格者を配置すること。

2 前条各号の点検にあたっては、当該各号に係る法令を遵守し実施すること。

(みなし設置者)

第 37 条 受託者は、自家用電気工作物の保安管理において「みなし設置者」として次に掲げる業務を実施する。

(1) 自家用電気工作物の維持・技術基準適合維持（電気事業法第 39 条規定事項）

(2) 自家用電気工作物の保安規程の作成・届出、変更の届出、規程の遵守（電気事業法第 42 条規定事項）

(3) 電気主任技術者の選任、届出（電気事業法第 43 条規定事項）

(修繕補修)

第 38 条 受託者は、第 32 条第 1 項において、簡易な補修等では機能回復が困難なものについては、次の各号により修繕等の対応を行うものとする。

(1) 当該修繕額が 1 件当たり 100 万円（税抜）以下のときは、事前に委託者に報告し、承諾を得て受託者が実施する。

(2) 当該修繕額が 1 件当たり 100 万円（税抜）を超えるときは、原則として委託者が実施する。

2 受託者が行う修繕業務は、契約期間中の総額が 7,500 万円（税抜）（単年度の実施金額は契約年数で等分を基本とする。）を上限額とし、これを超えるときは、原則として当該修繕の費用は、委託者が負担する。

3 前項において、委託者、受託者協議の上、受託者の委託料の範囲で負担することが適当であると認められるときは、前項の規定によらず、当該修繕は受託者が受託者の費用により、実施するものとする。

4 緊急又はやむを得ない場合は、前第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、受託者は委託者の口頭での了解により、当該修繕を実施するものとする。この場合の当該修繕に係る費用については、委託者と受託者の協議により決定する。

(薬品等調達)

第 39 条 受託者が調達する物品等は、次に掲げるものとする。

(1) 委託施設の電力

(2) 委託施設の電話等通信回線費

(3) 監視装置消耗品、機械、電気、計装設備の部品及び消耗品、試験試薬

- (4) 燃料（重油、軽油等）
- (5) 水道用薬品類（次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化ナトリウム、苛性ソーダ等）
- (6) 委託者が受託者に貸与する備品類に関し、必要とする消耗品類
- (7) 委託者が使用する事務用品、清掃用品等、その他業務遂行上必要と思われるもの（清掃及び環境整備）

第 40 条 受託者は、【別紙－ 1】に示す水道施設の清掃、除草及び除雪等の環境整備を実施するものとし、労働安全の確保、周辺住民への配慮及び水道施設の衛生の確保に努めること。

（廃棄物の取扱い）

第 41 条 水道施設から排出される事業系廃棄物、水槽類の清掃等により水道施設等から排出される砂・汚物等に係る産業廃棄物の処理処分は法令に則り適切な処理を行う。

（その他業務及び助勢等）

第 42 条 受託者は、次に掲げる本業務に関し、その履行又は助勢等を行うものとする。

- (1) 委託者が行う催事への参加
- (2) 施設見学者対応に関する一切の業務
- (3) 水道関係機関等からのアンケート調査回答への助勢
- (4) 電話・来客者の対応
- (5) 緊急時における上下水道部職員への通報
- (6) その他業務上必要な諸作業

第3章 業務書類等

(業務書類等)

第43条 受託者は、本業務の履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- 2 契約締結後から業務着手日までに、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 着手届 (業務着手日)
 - (2) 総括責任者選任届又は兼任届 (事前協議の上業務着手日までに提出)
 - (3) 業務従事者選任届 (事前協議の上業務着手日に提出)
 - (4) 業務実施計画書 (事前協議の上業務着手日に提出)
 - (5) 借用承認願 (事前協議の上業務着手日に提出)
 - (6) その他必要なもの (担当職員の指定日まで)
 - (7) 年間業務実施計画書 (当該年度開始前月の20日までに提出。ただし、初年度については、準備期間終了月の31日に提出)
 - (8) 年間業務履行報告書 (当該年度分は最終月翌月の10日までに、契約最終年度は最終月の31日に提出)
 - (9) 月間業務実施計画書 (前月の20日までに提出)
 - (10) 月間業務履行報告書 (翌月の10日までに提出)
 - (11) 日常業務履行報告書 (原則、業務期間中は毎日提出)
 - (12) 各種の作業要領、運転操作マニュアル、手順書等 (内容及び提出時期は事前協議の上決定)
 - (13) その他委託者がモニタリング等で要求するもの
(業務書類等の変更)

第44条 受託者は、前条の業務書類の内容を変更する必要がある場合は、その都度委託者と協議し、変更した書類を提出すること。

(業務履行報告書)

第45条 日常業務履行報告書、月間業務履行報告書、年間業務履行報告書は以下について報告すること。ただし、報告事項のなかに技術的な問題がある場合は、その都度委託者に報告し、協議しなければならない。

- (1) 日常業務履行報告書

受託者は、本業務の特性を理解し、水道施設の運用が安定的に継続できるよう、運転操作監視業務、保全管理業務等の実施内容及び注意事項等を記載した、日常業務履行報告書を提出しなければならない。

- ア 業務日報
- イ 水質報告
- ウ 引継事項書
- エ 異常報告書
- オ 作業予定

(2) 月間業務履行報告書

業務完了月ごとに、次のものを提出する。

- ア 月間業務完了届
- イ 月間業務完了報告書
 - ①月間業務所見
 - ②月間運転管理データ
 - ③月間水質管理データ
 - ④月間業務実績報告書
- ウ その他業務検査必要書類

(3) 年間業務履行報告書

- ア 年間業務完了届
- イ 年間業務完了報告書
 - ①年間業務所見
 - ②年間運転管理データ
 - ③年間水質管理データ
 - ④年間業務実績報告書
 - ⑤物品管理報告書
 - ⑥保全管理年間実績報告書
- ウ その他業務検査必要書類

(業務検査とモニタリング)

第 46 条 受託者は、月間及び年間業務を完了したとき、次の方法により委託者の業務完了検査を受けなければならない。

(1) 月間業務完了検査

- ア 月間業務完了検査は、受託者から月間業務完了届が提出され、10 日以内に、委託者が受託者立会いのもとに行うものとする。
- イ 検査日及び場所については、委託者と受託者双方が協議して定めるものとする。
- ウ 検査は、受託者が提出した月間業務実施計画書に基づき業務報告書の内容について

て、照合・確認を行う。

エ 業務完了検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができる。

オ 検査の結果、不合格となった部分があるときは、受託者は速やかに不合格部分を改善し再検査を受けるものとする。

(2) 年間業務完了検査（委託業務履行検査）

ア 年間業務完了検査は、受託者から年間業務完了届が提出され、10日以内に、委託者が、受託者立会いのもとに行うものとする。

イ 検査日及び場所については、委託者と受託者双方が協議して定めるものとする。

ウ 検査は、受託者が提出した当該年の年間業務実施計画書に基づき業務報書の内容について、照合・確認を行う。

エ 業務完了検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができる。

オ 検査の結果、不合格となった部分があるときは、受託者は速やかに不合格部分を改善し再検査を受けるものとする。

(3) 業務履行モニタリング

ア 委託者は、受託者の業務履行状況を確認及び把握するため、随時、モニタリングを実施する。

イ 受託者は、モニタリングに協力しなければならない。

ウ モニタリングの内容、方法については、提案書を参考に委託者が決定する。

(施設の機能確認)

第47条 業務開始前における委託者と受託者による施設の機能確認は、次の各号によるものとする。

(1) 委託者は、施設の機能確認に先立ち、施設の機能を網羅した施設の機能調査報告書（以下「施設機能確認書」という。）を準備するものとする。

(2) 委託者が前号の施設機能確認書を準備できない場合は、委託者は受託者と協議の上で、受託者にその準備を行わせることができる。この場合の費用は委託者と受託者の協議により決定する。

(3) 前号において、受託者が施設機能確認書を準備する場合は、設備管理台帳に基づいて施設機能調査を実施し、施設機能確認書を作成し委託者に提出するものとする。

(4) 委託者と受託者は、施設機能確認書に基づき、当該施設の機能について確認を行う。

なお、施設機能確認書により機能が確認できない場合は、当該確認を当該設備機器設

置場所にて行うものとする。なお、施設更新等により施工メーカーによる瑕疵担保の対象期間に該当する設備機器等がある場合は、当該設備機器等の機能確認の取り扱いについて、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

- 2 業務開始前の施設の機能確認の結果、その機能に不備がある場合は、委託者の費用でその機能を回復するものとする。
- 3 委託者は、業務開始前の施設機能の確認の結果を施設機能確認書に反映し、委託者に提出する。委託者と受託者はこれを各自1書保管する。
- 4 契約終了に伴う施設の機能確認は、次の各号によるものとする。
 - (1) 委託者と受託者は、第1項の施設機能確認書に基づき、契約終了に伴う施設機能確認を実施する。
 - (2) 前号の契約終了に伴う施設機能確認の時期については、委託者と受託者の協議により定める。
- 5 契約終了に伴う施設の機能確認の結果、その機能に不備があり、当該不備が受託者の管理に起因する場合は、受託者の費用でその機能を回復するものとする。
- 6 受託者は、契約終了に伴う施設機能の確認の結果を施設機能確認書に反映し、委託者に提出する。委託者と受託者はこれを各自1年間保管する。
- 7 施設の機能確認が困難又は判断できない場合の措置は、委託者と受託者の協議により定める。

第4章 その他

(経費の負担)

第48条 受託者が業務履行上で負担する経費は、受託者自らが業務履行上で直接的に必要な事務費及び運転・維持管理費等とし、次のとおりとする。

(1) 机・椅子・書棚・ロッカー・パソコン・プリンター・コピー機等の事務品

ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。

(2) 各種用紙・筆記用具・ファイル等の事務用品

ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。

(3) 食器棚・茶器・台所用品等の消耗品

ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。

(4) 各種作業服・各種靴・各種手袋・ヘルメット・安全マスク・保護眼鏡等の安全保護具・機器

(5) 設備点検・修繕に係る点検工具、計測器、懐中電灯等の工具・機器

ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。

(6) 点検・巡回用車両及び車両維持管理にかかわる費用

(7) 清掃用具及び清掃用品、消耗品

ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。

(8) 電話・ファックスの設置工事費及び維持費

緊急時、委託業務の連絡用としての電話、ファックス、インターネット設置工事費及び維持費、ただし委託者が使用を認めた場合は、委託者所有の機器を利用できるものとする。

(9) 水道施設の運転に必要な電力、通信、薬品、燃料の調達及び管理に係る費用

ただし、要求水準書第22条に規定した条件を大幅に超える増水分に要した費用は除く。

(10) 水道施設点検のための経費

(11) 備消耗品等の調達、管理費

(12) 各種保険の加入に係る経費

(責任分担)

第49条 本業務契約期間中に生じた運転及び維持管理上の不備、誤操作等による水質の異常、機器等の破損、故障等は、受託者の負担において速やかに補修、改善若しくは取替え又は補償等により解決をすることとする。ただし、テロ及び天災事変等の事故による場合は、この限りではない。

2 本業務範囲内における責任分担の詳細については、【別表1】による。

(本業務実施におけるリスクマネジメント)

第50条 本業務実施における水道施設について、その水道管理者としての責任は委託者にあるものとし、本業務範囲内における施設の運転・維持管理上の責任は原則として、受託者が負うものとする。ただし、委託者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、この限りではない。

2 リスクの分担は、【別表2】による。

3 リスクの分散を図るため、委託者及び受託者は、保険対応可能な事項については保険加入を実施するものとする。

4 受託者は、加入した保険について、業務履行計画書に記載し、その写しを添付するものとする。

(雑 則)

第51条 本仕様書に明記されていない事項であっても、受託者は運転操作上、当然必要な業務等は、良識のある判断に基づいて行わなければならない。

2 本業務に関わる資料の提出を、委託者が要求した場合は、受託者は速やかに応じなければならない。

3 受託者は、委託者の承諾なく委託者の所有物を場外に持ち出し、又は業務に必要としないものを持ち込んで서는ならない。

(疑 義)

第52条 本仕様書に疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、委託者と受託者の協議の上、定めるものとする。

【様式1】

令和 年 月 日

不当介入 不当要求
業務妨害 事案通報書

一関警察署長 様
千厩警察署長 様
一関市長 様

(報告者)

	※ 取扱警察	一関警察署 千厩警察署 課	
受託者	所在地	(本社) 電話 () — F A X () —	
		(現場事務所) 電話 () — F A X () —	
	名 称		
	代表者	(現場事務所の担当者)	
	通報者等	(通報者の職・氏名) 電話 () —	
		(対応者) 所属会社名	電話 () —
氏 名			
役 職			
不当介入の行為者	住 所	電話 () — F A X () —	
	所 属		
	役 職		
	氏 名		
発生日時・場所	令和 年 月 日 時 分頃		
	〔受託・再委託〕 (再委託の場合は、現場事務所の所在地) 電話 () —		
委託件名	水道施設運転管理等業務委託		
不当介入の内容・被害の状況			
警察への通報の状況	(警察への通報) 有・無		
	(通報先警察署)	警察署 課	
	(通報日時) 令和 年 月 日 時 分頃		

- 注1 第一報は、この様式に必要な事項を記入したうえ、所轄警察署あてに電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して一関市及び所轄警察署あて送付（電子メール・FAX）すること。
- 2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。
- 3 再委託先において発生した場合であっても、必ず受託者が聞き取り調査をして記入し、通報すること。
- 4 ※の欄は、警察署において記入すること。

【別表1】

業務と責任分担

項目	対象業務	責任分担		備考
		委託者	受託者	
1. 財産管理	①行政財産使用許可	○		
	②占用許可申請	○		
	③管理用地管理	○		
	④水利権許可申請	○		
2. 運転管理	①苦情処理			
	・苦情初期対応（電話対応）		○	
	・苦情対応（現場対応）	○	○	
	②配水管事故			
	・漏水初期対応（電話対応）		○	
	・漏水対応及び復旧対応	○	○	
	・大規模な漏水及び広範な断水を伴う漏水対応	○	○	
	③停電			
	・落雷等による停電対応		○	
	・送電事故等に伴う地域大規模停電対応	○	○	
	④施設事故（薬品漏洩、場内配管破損等）			
	・初期対応		○	
	・減断水を伴わない事故対応		○	
・減断水を伴う事故対応	○	○		
⑤水運用				
・軽微な水運用		○		
・平常時、事故時の水運用	○	○		
3. 浄水処理 管理	①平常時		○	
	②施設故障時			
	・供給水質に影響を与えない事態の処理		○	
	・減断水を伴う事態の処理	○	○	
	③水質異常時			
	・供給水質に影響を与えない事態の処理		○	
・減断水を伴う事態の処理	○	○		
4. 保全管理	①点検		○	
	②修繕	○	○	
	③埋設配管漏水復旧（導水配管、場内配管）	○		
	④施設改良	○		
	⑤電気主任技術者		○	
5. 防災	①地震（震度4以上）			
	・委託施設（水道施設）の点検	○	○	
	・委託外施設（配水管等）の点検	○	○	
	②火災			
	・初期対応（消防通報・委託者への通報）		○	
	・火災に伴う対応	○	○	
③岩手県及び一関市防災体制に基づく業務	○			

○：責任分担者

委託者、受託者双方に○が付いているものは、状況に応じ、委託者と受託者の両者に責任が発生することが考えられることから、連絡等により責任の分担を図る。

【別表 2】

リスク分担表（第 50 条関係）

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
		委託者	受託者
契約説明責任	水道施設の能力、環境条件及び許認可関連等、委託者より提供された施設及び条件に重大な変更があった場合	○	
	委託者から説明された募集要項や要求水準書等に誤りや条件の変更があった場合	○	
提案事項	受託者の提案事項の実施や、新たな取り組みに伴うコストの増減が生じた場合		○
	受託者の責により、業務内容や用途変更等が生じ、そのことに起因するコスト増減が生じた場合		○
要求水準未達	要求水準の未達・不適合		○
	制度・法令改正等による規制強化や施設の瑕疵による要求水準の未達・不適合	○	
制度・法令	委託業務に直接関係する新たな法整備あるいは規制強化により業務の履行が不可能になった場合、又はそれを回避するためコスト増となる場合	○	
	関係機関の行政指導等により業務の中断、停止あるいはこれに伴うコスト増を招くようになった場合	○	
	受託者の責による関係機関の行政指導に伴い、業務の中断、停止あるいはこれに伴うコスト増を招くようになった場合		○
	消費税など広く全般に影響を及ぼす税制の変更に伴うコスト増を招くようになった場合	○	
	法人税など受託者に影響を及ぼす税制の変更に伴うコスト増を招くようになった場合		○
政治	業務の履行に対して議会承認が得られず、業務の履行及び継続が困難な場合	○	
	委託者の政策変更や財政破綻等により事業の内容の変更・中断に至り業務の履行が困難となった場合	○	
住民・法人対策	住民の反対運動や業務の履行に支障のある反対運動が起こった場合	○	
	受託者の責により住民の反対運動や業務の履行に支障のある反対運動が起こった場合		○
経済変動	薬品価格等物品の調達費用が著しく変動し、契約内での業務履行が困難となった場合	○	
	インフレ・デフレによる人件費・物件費の変動、高騰により業務の履行が困難となる場合	○	

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
		委託者	受託者
契約	委託者の責により、受託者が契約を締結できない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
	受託者の責により、委託者が契約を締結できない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
契約不履行	委託者の責により、契約に規定された供給及び支給等の義務が履行されない場合	○	
	受託者の責により、契約に規定された供給及び支給等の義務が履行されない場		○
環境保全	受託者が事業を受託する前に、既に発生していたかどうか不明な環境汚染が発見され、基準値未達によるコスト増が生じた場合	○	
	受託者が事業を受託した後に受託者の過失により環境汚染が発生した事が明らかで、基準値未達によるコスト増が生じた場		○
需要予測	突発事態以外の理由による計画以上の配水量の増加、あるいは過去3年間に例のない原水水質悪化による基準値未達による処理コスト増が生じた場合	○	
	受託者の運転管理等が原因で、計画以上の配水量の増加、あるいは原水水質悪化による基準値未達による処理コスト増が生じた場合		○
	受託者に非がない場合で、産業廃棄物の増加や操業障害、あるいは処理コスト増が生じた場合	○	
	委託者の指示に基づく修繕や配水量の増加などの理由により、コスト増が生じた場合	○	
	修繕補修における施工不良など、受託者の責によりコスト増が生じた場合。		○
	受託者の責により基準値の未達が生じ、そのことに起因するコスト増が生じた場合		○
施設損傷	受託者による施設の不適切な改良、修繕により、施設・設備機能の低下及び損傷が生じた場合		○
	受託者による不適切な運転操作により、施設の損傷や損害を与えた場合		○
	自然災害等、受託者の責に帰することのできない事由により、対象施設が損傷を受け配水に支障をきたした場合	○	
不可抗力	予め容易に対策が可能な自然災害について、受託者の準備不足により施設が停止し配水に支障をきたした場合		○
	受託者の責に帰することのできない大規模停電等の緊急事態により、設備が自動停止若しくは損傷を受け配水に支障をきたした場合	○	

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
		委託者	受託者
第三者賠償	委託者の責により生じた事故等に伴って第三者損害賠償が生じた場合	○	
	受託者の責により生じた事故等に伴って第三者損害賠償が生じた場合		○
事故発生	受託者による施設の不適切な改良、修繕や不適切な運転操作などにより、事故が発生した場合		○
	施設・設備の劣化等の瑕疵により事故が生じた場合	○	△
	人身事故が発生した場合	○	○
財務・事業中止	委託者の支払い遅延、不払い等により事業を中止する場合	○	
	受託者の倒産等により事業を中止する場合		○
	委託者の責により事業を中止する場合	○	
	受託者の責により事業を中止する場合		○

注) 別表2の説明

○：リスク負担者

○、○の場合：契約業務内の部分のリスクは受託者が負い、それ以外の部分は委託者が負う。

○、△の場合：原則として○のリスク負担者がリスクを負うが、過失などの帰責事由がある場合には、△の側もリスクを負う可能性がある。

業務委託する施設・設備等

【別紙－1】

1 対象施設

委託業務の対象となる施設は、以下に示す施設及びその附属施設とする。

(1) 取水・導水施設

No.	施設名	施設所在地	計画取水量	備考
			($\text{m}^3/\text{日}$)	
1	脇田郷取水場	萩荘字脇田郷8-1	20,132	表流水(1級河川磐井川)
2	前堀第1水源	中里字新川原113	2,000	地下水(浅井戸)
3	前堀第2水源	狐禅寺字石ノ瀬63-2	3,210	地下水(浅井戸)
4	タツノオ沢水源	厳美町字祭時261	264	表流水
5	板川第1水源	厳美町字板川185-90	600	地下水
6	板川第2水源	厳美町字板川185-139	100	地下水
7	板川第3水源	厳美町字板川185-138	180	地下水
8	板川第4水源	厳美町字板川185-137	297	表流水
9	小間木水源	弥栄字小間木57-12他	1,140	地下水
10	番台水源	舞川字番台90-3	370	地下水(深井戸)
11	大森第1取水井	花泉町永井字大森266-3	6,655	地下水(浅井戸)
12	大森第2取水井	花泉町永井字大森233-2	4,400	地下水(浅井戸)
13	汁足水源	花泉町老松字上汁足93-2	100	湧水
14	沼ノ沢水源	大東町大原字沼ノ沢16-3	300	湧水
15	中島水源	大東町大原字八幡館21-11	390	地下水(浅井戸)
16	松井水源	大東町大原字松井56-14	440	湧水
17	摺沢(流矢)水源	大東町摺沢字流矢214-3	1,053	地下水(浅井戸)
18	勝善水源	大東町大原字勝善38-1	340	地下水(浅井戸)
19	渋民水源	大東町渋民字館下1-1	627	地下水(浅井戸)
20	中川水源	大東町中川字篠ヶ崎218-4	745	湧水
21	猿沢第1水源	大東町猿沢字山崎101-2	252	地下水(浅井戸)
22	猿沢第3水源	大東町猿沢字山崎100-7	400	地下水(浅井戸)
23	上巻取水井	川崎町薄衣字上巻20-1他	2,826	地下水(深井戸3井)
		川崎町薄衣字下巻76-3	-	取水ポンプ電気室
24	一ノ坪水源	千厩町奥玉字一ノ坪16-1	1,060	地下水(浅井戸)
25	西本町取水場	東山町長坂字西本町37-20	2,000	地下水(浅井戸)
26	里前取水場	東山町長坂字里前58-5	920	湧水
27	田河津取水場	東山町田河津字竹沢311-2	300	湧水
28	東稻取水場(大森水源)	東山町田河津字宇野土25-10	121	地下水(浅井戸)
29	折壁取水場(新館前水源)	室根町折壁新館前165-3	320	地下水(浅井戸)
30	折壁取水場(愛宕下水源)	室根町折壁字愛宕下250-7	130	地下水(深井戸)
31	津谷川取水場(分水井共)	室根町津谷川字大森1番地3	506	表流水(普通河川 横沢川)
32	北上川第1水源	川崎町門崎字銚子245-2	977	伏流水
		川崎町門崎字川崎88-1	-	取水ポンプ電気室
33	北上川第2水源	川崎町門崎字銚子235-3	733	伏流水
		川崎町門崎字川崎88-1	-	取水ポンプ電気室
34	三本松第1水源	藤沢町西口字玉川215-7	887	地下水(浅井戸)
35	三本松第2水源	藤沢町西口字玉川355-2	1,000	地下水(浅井戸)
36	二日町水源	藤沢町黄海字町裏389-1	803	地下水(浅井戸)
37	古川水源	藤沢町藤沢字古川51-2	60	地下水(浅井戸)
38	深萱水源	藤沢町黄海字町裏389-2	477	地下水(浅井戸)
39	箕ノ輪第1水源	藤沢町黄海字箕ノ輪下232	予備水源	地下水(浅井戸)
40	箕ノ輪第2水源	藤沢町黄海字箕ノ輪下227	483	地下水(浅井戸)
41	大籠水源	藤沢町大籠字上野113	122	表流水(普通河川 右名沢川)
42	沢内水源(上大籠)	藤沢町大籠字沢内43-6	157	表流水(普通河川 沢内川)

業務委託する施設・設備等

(2) 浄水施設

No.	施設名		施設所在地	施設 浄水能力	備考
				(m ³ /日)	
1	脇田郷浄水場	1号館	萩荘字脇田郷37-1	12,000	高速凝集沈殿・急速ろ過
		2号館		9,200	
		3号館		3,000	
2	前堀浄水場		中里字新川原113-3	6,000	前処理・紫外線処理
3	祭時浄水場		厳美町字祭時261	264	膜ろ過(UF)
4	板川浄水場		厳美町字板川9-2他	1,177	膜ろ過(MF880m ³ ・UF297m ³)
5	小間木浄水場		弥栄字小間木4-63他	1,120	膜ろ過(MF)
6	番台浄水場		舞川字番台58-4	339	滅菌のみ
7	大森浄水場		花泉町永井字大森84-51	7,800	前処理、急速ろ過
8	汁足浄水場		花泉町老松字上汁足92-3	100	滅菌のみ
9	八幡館浄水場		大東町大原字八幡館41-1	620	緩速ろ過(3池)
10	松井浄水場		大東町大原字松井59-10	400	緩速ろ過(3池)
11	摺沢浄水場		大東町摺沢字小沼95-2	1,053	膜ろ過(UF)
12	渋民浄水場		大東町渋民字館下41-39他	1,012	膜ろ過(UF)
13	摺沢第2浄水場		大東町摺沢字北長者230-54	68	緩速ろ過(2池)
14	中川浄水場		大東町中川字篠ヶ崎57-5	745	緩速ろ過(4池)、ヒ素除去
15	猿沢浄水場		大東町猿沢字山崎100-16他	872	膜ろ過(UF)
16	上巻浄水場		川崎町薄衣字南新山89-3他	3,880	横流式沈殿・急速ろ過
17	一ノ坪浄水場		千厩町奥玉字一ノ坪17-2他	1,070	横流式沈殿・急速ろ過
18	八ツ尾沢浄水場		千厩町千厩字八ツ尾沢48-8他	1,160	横流式沈殿・急速ろ過
19	本町浄水場		東山町長坂字西本町37-1	1,658	膜ろ過(UF)
20	里前浄水場		東山町長坂字館合9-6	920	前処理、急速ろ過
21	竹沢浄水場		東山町田河津字竹沢311-2	300	膜ろ過(UF)
22	東稲浄水場		東山町田河津字宇野土264-4	121	膜ろ過(UF)
23	勢返浄水場		室根町折壁字若菜沢340-1	450	滅菌のみ
24	清水浄水場		室根町津谷川字清水54-24他	506	緩速ろ過
25	川崎浄水場		川崎町門崎字銚子226-16	1,600	膜ろ過(UF)
26	三本松浄水場		藤沢町西口字玉川213-1他	1,887	緩速ろ過(上向性…8池)
27	二日町浄水場		藤沢町黄海字町裏389-1他	803	緩速ろ過(上向性…4池)
28	古川浄水場		藤沢町藤沢字古川51-2	60	緩速ろ過(上向性…2池)
29	箕ノ輪浄水場		藤沢町黄海字箕ノ輪下232	482	緩速ろ過(上向性…4池)
30	深萱浄水場		藤沢町黄海字町裏389-1	500	緩速ろ過(上向性…2池)
31	沢内浄水場		藤沢町大籠字沢内20-6	150	膜ろ過(セラミック膜…MF)
32	大籠浄水場		藤沢町大籠字右名沢32	122	膜ろ過(セラミック膜…MF)

業務委託する施設・設備等

(3) 送水施設 ①

No.	施設名	施設所在地	備考
1	上野ポンプ場	巖美町上野266-6	
2	笹谷ポンプ場	山目字館70-75	
3	八郎沢ポンプ場	狐禅寺字八郎沢13-7	
4	沢ポンプ場	字沢188-2	
5	沢第2ポンプ場	字沢294-8	
6	真柴ポンプ場	真柴字吉ヶ沢2-16	
7	中田ポンプ場	真柴字中田22-2	
8	八森ポンプ場	萩荘字八森6-591	
9	猪岡ポンプ場	巖美町字大森372-1	
10	藤ノ沢ポンプ場	狐禅寺字藤ノ沢504-326	
11	中入ポンプ場	舞川字中入138-3	
12	中島ポンプ場	舞川字中島137-1	
13	宿ポンプ場	花泉町老松字沼ノ沢85-3	
14	内沢ポンプ場	花泉町金沢字手代森5-2	
15	田東ポンプ場	花泉町花泉字田東85-2	
16	林ノ沢送水ポンプ場	花泉町花泉字林ノ沢27-110	
17	暮坪ポンプ場	大東町曾慶字暮坪64-3	
18	摺沢第2中継ポンプ場	大東町摺沢字中羽折沢116-24	
19	天狗田ポンプ場	大東町沖田字天狗沢65-5	
20	野黒送水ポンプ場	千厩町磐清水字野黒4-8	
21	立石沢送水ポンプ場	千厩町奥玉字立石沢109-1	
22	市道送水ポンプ場	千厩町清田字市道36-6	
23	駒場高区加圧ポンプ場	千厩町千厩字上駒場360-10	
24	赤柴圧力調整池	川崎町薄衣字高野202-3	地上式 SUS造 V=170m ³
25	松川送水ポンプ場	東山町松川卯入道平79-4	
26	大木送水ポンプ場	東山町長坂字木戸割3-1	
27	津谷川中部ポンプ場	室根町津谷川字中磯45-5	
28	津谷川北部ポンプ場	室根町津谷川字葛ヶ沢9-8	
29	古金生ポンプ場	室根町津谷川字古金生50-13	
30	高山ポンプ場	室根町津谷川字竹野下216-4	
31	館畑中継ポンプ場	川崎町門崎字館畑364-5	
32	所萩ポンプ場	川崎町門崎字萩崎182-8	
33	大池高区送水ポンプ場	川崎町薄衣字上段159-2	
34	門崎高区送水ポンプ場	川崎町門崎字銚子181-6、259-5	(門崎低区配水池内)
35	柳沢送水ポンプ場	川崎町薄衣字野手貝217-1	
36	赤柴送水ポンプ場	川崎町薄衣字天蔵220-1	
37	馬場接合井	藤沢町藤沢字馬場188-4	1次 半地下式RC造 V=21m ³ 1次 半地下式RC造 V=24.5m ³
38	古中継ポンプ場	藤沢町藤沢字古87-5	

業務委託する施設・設備等

(3) 送水施設 ②

No.	施設名	施設所在地	備考
39	徳田送水ポンプ場	藤沢町徳田字馬場226	
40	荻萱送水ポンプ場	藤沢町徳田字疇316-6	(徳田配水池内)
41	上野平送水ポンプ場	藤沢町保呂羽字上野平53-2	
42	西口高区送水ポンプ場	藤沢町西口字十文字119-9	(西口低区配水池内)
43	木ノ中中継ポンプ場	藤沢町西口字白沢203-5	
44	切付中継ポンプ場	藤沢町西口字切付44-3	
45	白石送水ポンプ場	藤沢町黄海字上場222-4	(上場配水池内)
46	辻山送水ポンプ場	藤沢町黄海字辻山13-2	
47	深田和送水ポンプ場	藤沢町黄海字深田和39-9	
48	箕ノ輪高区送水ポンプ場	藤沢町黄海字箕ノ輪256-6	(箕ノ輪低区配水池内)
49	深萱高区送水ポンプ場	藤沢町黄海字八景下229-2、-4	(深萱低区配水池内)
50	舟木送水ポンプ場	藤沢町藤沢字舟木142-2	

業務委託する施設・設備等

(4) 配水施設（配水池）①

No.	施設名	施設所在地	備考	有効容量 (m ³)
1	釣山配水池	高崎町5-22	1次 地上式SUS造	1,500
2	高台2号配水池	字釣山29-3	1次 地上式PC造	4,000
3	箱清水配水池	萩荘字箱清水4-2	1次 地上式PC造	3,200
4	八郎沢配水池	狐禅寺字八郎沢50-57	2次 地上式PC造	500
5	沢配水池	字沢148-210	2次 地上式PC造	500
6	鶴ヶ沢配水池	滝沢字鶴ヶ沢7-3	2次 地上式PC造	335
7	中田配水池	真柴字中田41-232	2次 地上式RC造	525
8	真柴調整槽	真柴字楓木立43-138	2次 地上式FRP造	22.5
9	宝竜配水池	巖美町字宝竜111-2	2次 地上式PC造	400
10	関が丘配水池	関が丘109	3次 地上式RC造	450
11	東工業団地配水池	東台14-3	3次 地上式PC造	350
12	館配水池	山目字館64-2	1次 地上式PC造	3,500
13	笹谷配水池	赤萩字笹谷393-181	2次 地上式RC造	108
14	祭時配水池	巖美町字祭時262	1次 地上式RC造	210
15	板川配水池	巖美町字板川18-3	1次 地上式PC造	480
16	達古袋配水池	萩荘字上宇津野47-7	2次 地上式PC造	480
17	八森配水池	萩荘字八森179-8	3次 地上式SUS造	100
18	小間木配水池	弥栄字小間木4-82	1次 地上式PC造	535
19	藤ノ沢配水池	狐禅寺字藤ノ沢504-326	2次 地上式SUS造	192
20	烏兎ヶ森配水池	舞川字小戸1-6	1次 地上式SUS造	192
21	中貝山配水池	舞川字中入170-8	2次 地上式SUS造	130
22	原沢配水池	舞川字原沢155-206	2次 地上式SUS造	80
23	峠配水池	舞川字峠149-55	2次 地上式SUS造	70
24	大森配水池	花泉町永井字大森84-56	1次 地上式PC造	4,000
25	工業団地配水池	花泉町油島字南沢97-146	2次 地上式RC造	336
26	清水配水池	花泉町花泉字上館57	2次 地下式RC造	150
27	石名坂配水池	花泉町金沢字石名坂26-8	2次 地上式RC造	155
28	割山配水池	花泉町老松字峠沢120-24	2次 地上式RC造	155
29	汁足配水池	花泉町老松字上汁足92-3	1次 地下式RC造	80
30	八幡館配水池	大東町大原字八幡館41-1	1次 地上式RC造	447
31	松井配水池	大東町大原字松井59-9	1次 地上式RC造	296
32	摺沢配水池	大東町摺沢字流矢120-4	1次 地上式RC造	459
33	勝善配水池	大東町曾慶字水上130-4	1次 地上式RC造	205
34	渋民配水池	大東町渋民字水無89-61	1次 地上式SUS造	410
35	摺沢第2配水池	大東町摺沢字北長者230-54	1次 地上式RC造	92
36	中川配水池	大東町中川字篠ヶ崎57-5	1次 地上式RC造	492
37	寒沢配水池	大東町猿沢字倉林103-2	1次 地上式SUS造	448
38	興田第2配水池	大東町鳥海字小森72-4	2次 地上式RC造	232

業務委託する施設・設備等

(4) 配水施設（配水池）②

No.	施設名	施設所在地	備考	有効容量 (m ³)
39	横道配水池	大東町曾慶字横道19-11	2次 地上式SUS造	54
40	天狗田配水池	大東町沖田字新田76-6他	2次 地上式SUS造	41
41	西小田配水池	千厩町千厩字西小田356-7	1次 地上式SUS造	1,000
42	宮敷配水池	千厩町千厩字宮田38-11	2次 地上式PC造	1,000
43	深芦沢配水池	千厩町奥玉字深芦沢171-5	1次 地上式RC造	500
44	駒場調整槽	千厩町千厩字上駒場360-5	2次 地上式FRP造	36
45	三島配水池	千厩町磐清水字三島6	1次 地上式RC造	189
46	小峠配水池	千厩町磐清水字小峠75-7	2次 地上式RC造	282
47	立石沢配水池	千厩町奥玉字立石沢91	3次 地上式RC造	168
48	京ノ森配水池	千厩町奥玉字金取沢143-78	3次 地上式RC造	360
49	本町高区配水池	東山町長坂字西本町167-1	1次 地上式PC造	530
50	松川配水池	東山町松川字卯入道平110-2	2次 地下式RC造	170
		東山町卯入道平97-2	配水池電気室	
51	本町低区配水池	東山町長坂字西本町157	2次 地下式RC造	300
52	柴宿配水池	東山町長坂字東本町152-6	1次 地下式RC造	175
53	里前配水池	東山町長坂字柴宿171-2	1次 地下式RC造	420
		東山町長坂字柴宿171-3		
54	田河津配水池	東山町田河津字野土25-10	1次 地下式RC造	126
55	比良根配水池	東山町田河津字比良根71-170	1次 地上式SUS造	140
56	大木配水池	東山町長坂字大面34	1次 地上式RC造	70
57	束稻配水池	東山町田河津字袴腰1-386	1次 地上式RC造	126
58	勢返配水池	室根町折壁字若菜沢340-1	1次 地下式RC造	271
59	清水配水池	室根町津谷川字清水54-24他	1次 半地下式RC造	180
60	津谷川中部配水池	室根町津谷川字大森10-6	2次 半地下式RC造	120
61	津谷川北部配水池	室根町津谷川字有切125-27	3次 半地下式RC造	64.8
62	高山配水池	室根町津谷川字高山11-93	3次 半地下式RC造	42
63	古金生配水池	室根町津谷川字古金生3-19	2次 半地下式RC造	37
64	大池低区配水池	川崎町薄衣字上段159-2	1次 地上式RC造	60
			1次 地上式RC造	150
			1次 地上式RC造	46
65	大池高区配水池	川崎町薄衣字大池77-31~34	2次 地上式RC造	58
			2次 地上式RC造	130
66	赤柴配水池	川崎町薄衣字沢平71-3、-6	2次 地上式RC造	218
67	柳沢配水池	川崎町薄衣字三島9-2	3次 地上式RC造	92

業務委託する施設・設備等

(4) 配水施設（配水池）③

No.	施設名	施設所在地	備考	有効容量 (m ³)
68	門崎低区配水池	川崎町門崎字銚子181-6、259-5	1次 地下式RC造	207
			1次 地下式RC造	170
69	門崎高区配水池	川崎町門崎字銚子289-3	2次 地下式RC造	62
			2次 地下式RC造	108
70	所萩配水池	川崎町門崎字萩崎193-3	2次 地上式RC造	102
71	愛宕配水池	藤沢町藤沢字町裏132-2	1次 地下式RC造	158
			1次 半地下式RC造	340
72	徳田配水池	藤沢町徳田字埜316-6	2次 半地下式RC造	124
73	上野平配水池	藤沢町保呂羽字上野平152-57	2次 半地下式RC造	128
74	槻ノ木沢配水池	藤沢町砂子田字槻ノ木沢105-9	2次 地下式RC造	155
75	苺萱配水池	藤沢町保呂羽字苺萱68-30	3次 地上式SUS造	6
76	西口低区配水池	藤沢町西口字十文字119-9	1次 地下式RC造	84
77	西口高区配水池	藤沢町西口字六十里103-2	2次 地下式RC造	93
78	木ノ中配水池	藤沢町西口字木ノ中119-5	2次 地上式RC造	16
79	切付配水池	藤沢町西口字切付178-12	3次 半地下式RC造	2
80	館山配水池	藤沢町藤沢字西風45-2	1次 地下式RC造	160
			1次 地下式RC造	80
81	上場配水池	藤沢町黄海字上場222-4	1次 地下式RC造	150
			1次 地下式RC造	71
82	西立石配水池	藤沢町西口字西立石213-6	2次 半地下式RC造	159
83	白石配水池	藤沢町黄海字白石2-7	2次 地下式RC造	91
84	辻山配水池	藤沢町黄海字辻山113-9、92-2	2次 地上式RC造	64
85	深田和配水池（葉山）	藤沢町字黄海字深田和53-4	3次 地上式SUS造	5
86	箕ノ輪低区配水池	藤沢町黄海字箕ノ輪256-6	1次 半地下式RC造	112
87	箕ノ輪高区配水池	藤沢町黄海字熊館308-9	2次 半地下式RC造	180
88	小日形配水池	藤沢町黄海字小日形101-3	3次 地下式RC造	50
89	深萱低区配水池	藤沢町黄海字八景下229-2、-4	1次 地上式RC造	223
90	深萱高区配水池	藤沢町黄海字京ノ沢203-16	2次 地下式RC造	120
			2次 地下式RC造	79
91	舟木配水池	藤沢町藤沢字舟木32-28	3次 地上式RC造	113
92	高金配水池	藤沢町大籠字繰石86-2	1次 半地下式RC造	126
93	大籠配水池	藤沢町大籠字蜂ノ沢34-2	1次 地下式RC造	122.2

業務委託する施設・設備等

(5) 配水施設（加圧・増圧ポンプ等）①

No.	施設名	施設所在地	備考
1	菅沢増圧ポンプ場	萩荘字高見26-4	
2	大森増圧ポンプ場	巖美町字大森239-72	
3	小猪岡増圧ポンプ場	巖美町字楓木立20-1	
4	小猪岡第2増圧ポンプ場	巖美町字青笹2-10	
5	草ヶ沢加圧ポンプ場	狐禅寺字草ヶ沢36-267	
6	中通増圧ポンプ場	花泉町日形字中通118-5	
7	中屋敷増圧ポンプ場	花泉町金沢字中屋敷38	
8	館前増圧ポンプ場	花泉町金沢字動日記14-1	
9	大門増圧ポンプ場	花泉町金沢字赤沼沢41-5	
10	大門加圧タンクポンプ室	花泉町金沢字鹿伏20-65	
11	大又増圧ポンプ場	花泉町花泉字花立前14-11	
12	蝦島増圧ポンプ場	花泉町油島字飛ヶ沢5-6地先	
13	高倉増圧ポンプ場	花泉町永井字薬師沢53-2	
14	上ノ洞増圧ポンプ場	大東町大原字上ノ洞5-1	
15	西山増圧ポンプ場	大東町大原字西山118-17	
16	百目木増圧ポンプ場	大東町摺沢字百目木163-1	
17	羽山前増圧ポンプ場	大東町摺沢字羽山前54-3	
18	堀河ノ沢増圧ポンプ場	大東町摺沢字沼田10-2	
19	大林増圧ポンプ場	大東町摺沢字沼田60-123	
20	伊勢堂増圧ポンプ場	大東町猿沢字伊勢堂50-4	
21	大町裏増圧ポンプ場	大東町猿沢字大町裏110-8	
22	千ノ平増圧ポンプ場	大東町猿沢字千ノ平174	
23	七ツ森増圧ポンプ場	大東町猿沢字七ツ森33-1	
24	寒沢増圧ポンプ場	大東町猿沢字寒沢40-23	
25	長洞1号増圧ポンプ場	大東町猿沢字長洞39-27	
26	長洞2号増圧ポンプ場	大東町猿沢字長洞46-14	
27	大森増圧ポンプ場	大東町沖田字大森27-3	
28	大門増圧ポンプ場	大東町沖田字大門32-6地先	
29	向前畑増圧ポンプ場	大東町鳥海字向前畑113-23地先	
30	下木六加圧ポンプ場	千厩町千厩字下木六98-4地先	
31	中上加圧ポンプ場	千厩町千厩字中上6-3	
32	運動公園（中駒場）加圧ポンプ場	千厩町千厩字中駒場19-8	
33	関上加圧ポンプ場	千厩町磐清水字関上167-7地先	
34	大野沢加圧ポンプ場	千厩町奥玉字大野沢51-53地先	
35	立石沢加圧ポンプ場	千厩町奥玉字立石沢185-4	

業務委託する施設・設備等

(5) 配水施設（加圧・増圧ポンプ等）②

No.	施設名	施設所在地	備考
36	吉立加圧ポンプ場	千厩町奥玉字熊ノ巣6-8	
37	小沼加圧ポンプ場	東山町田河津字小沼109-2	
38	比良根加圧ポンプ場	東山町田河津字比良根44-10	
39	銚子台加圧ポンプ場	川崎町門崎字銚子259-17地先	
40	袖の沢加圧ポンプ場	川崎町門崎字官紅229	
41	袖洞加圧ポンプ場	川崎町門崎字神平57-2	
42	館畑加圧ポンプ場	川崎町門崎字館畑233	
43	宮畑加圧ポンプ場	川崎町門崎字宮畑50	
44	石蔵加圧ポンプ場	川崎町門崎字石蔵196-4	
45	林道萩崎線加圧ポンプ場	川崎町門崎字館畑387-11	
46	所萱地蔵平加圧ポンプ場	川崎町門崎字所萱194-3	
47	所萱加圧ポンプ場	川崎町門崎字萩崎170-1	
48	萩崎第1加圧ポンプ場	川崎町門崎字萩崎114-4	
49	萩崎第2加圧ポンプ場	川崎町門崎字萩崎283-7	
50	萩崎第3加圧ポンプ場	川崎町門崎字萩崎469-8、9	
51	長平加圧ポンプ場	川崎町薄衣字平松215-1	
52	泉館加圧ポンプ場	川崎町薄衣字泉館89	
53	泉台加圧ポンプ場	川崎町薄衣字泉台104-1地先	
54	平前加圧ポンプ場	藤沢町保呂羽字平前33-4	
55	宇道沢第2加圧ポンプ場	藤沢町保呂羽字宇道沢126-4	
56	深田加圧ポンプ場	藤沢町保呂羽字大宝城66-13他	
57	木ノ中加圧ポンプ場	藤沢町西口字木ノ中119-5	
58	川口沖加圧ポンプ場	藤沢町黄海字大橋342-4、343-3	
59	館ヶ森加圧ポンプ場	藤沢町黄海字下中山2-197	
60	蛇ヶ沢増圧ポンプ場	藤沢町黄海字下中山230-26	
61	権現増圧ポンプ場	藤沢町大籠字権現4-8	
62	田ヶ谷増圧ポンプ場	藤沢町大籠字田ヶ谷63-11	
63	上馬野沢加圧ポンプ場	藤沢町大籠字蜂ノ沢30-6	
64	奈良原増圧ポンプ場	藤沢町大籠字奈良原86-2地先	

業務委託する施設・設備等

(6) 休止施設

No.	施設名	施設所在地	備考
1	畑ノ沢取水場	川崎町薄衣字畑の沢145-5	
2	大木取水場(木戸割水源)	東山町長坂字木戸割3-1	
3	黒森配水池	東山町田河津字黒森26-6	

【別紙－ 2】 消防設備点検一覧

No.	施設名称	消防設備の種類	内容
1	脇田郷浄水場	自動火災報知設備、 誘導灯設備、消火器	P型1級受信機 表示機 差動スポット：11個 定温スポット：55個 光電式：4個 地区音響装置：5個 発信機：4個 誘導灯：22個 消火器：31個
2	前堀浄水場	誘導灯設備、消火器	誘導灯：4個 消火器：6個
3	大森浄水場	自動火災報知設備、 誘導標識、消火器	P型1級受信機 表示機 差動スポット：8個 定温スポット：42個 光電式：11個 地区音響装置：4個 発信機：6個 誘導標識：14枚 消火器：10個
4	上巻浄水場	自動火災報知設備、 誘導灯設備、消火器	P型1級受信機 差動スポット：6個 定温スポット：60個 光電式：42個 地区音響装置：5個 発信機：5個 誘導灯：24個 消火器：16個
5	一ノ坪浄水場	誘導標識、消火器	誘導標識：6枚 消火器：4個
6	浜民浄水場	消火器	消火器：2個
7	猿沢浄水場	消火器	消火器：1個
8	本町浄水場	自動火災報知設備、 誘導灯設備、消火器	P型1級受信機 定温スポット：26個 光電式：11個 地区音響装置：2個 発信機2個 誘導灯：6個 消火器：10個
9	川崎浄水場	誘導灯設備、消火器	誘導灯：4個 消火器：1個
10	三本松浄水場	消火器	消火器：4個

No.	施設名称	設備区分	設備容量 [kVA]	最大電力 [kW]	発電機容量 [kVA]
1	脇田郷浄水場	高圧受電、発電設備	1,200	501	500
2	前堀浄水場	高圧受電、発電設備	720	393	300
3	沢ポンプ場	発電設備			90
4	中田ポンプ場	発電設備			90
5	上野ポンプ場	発電設備			130
6	八郎沢ポンプ場	高圧受電、発電設備	200	135	200
7	沢第2ポンプ場	発電設備			90
8	板川浄水場	高圧受電、発電設備	150	105	85
9	祭時浄水場	発電設備			50
10	小間木取水場	発電設備			85
11	小間木浄水場	発電設備			50
12	番台浄水場	発電設備			80
13	菅沢増圧ポンプ場	発電設備			20
14	猪岡ポンプ場	発電設備			80
15	小猪岡増圧ポンプ場	発電設備			20
16	大森浄水場	高圧受電、発電設備	300	195	130
17	大森第1取水井	高圧受電、発電設備	300	175	250
18	林ノ沢送水ポンプ場	発電設備			30
19	松井水源	発電設備			50
20	松井浄水場	発電設備			21
21	八幡館浄水場	発電設備			27
22	勝善水源	発電設備			27
23	摺沢（流矢）水源	発電設備			80
24	摺沢浄水場	発電設備			50
25	渋民水源	発電設備			27
26	中川水源	発電設備			100
27	中川浄水場	発電設備			130
28	猿沢浄水場	発電設備			100
29	渋民浄水場	高圧受電、発電設備	100	75	90
30	西小田配水池	発電設備			20
31	八ツ尾沢浄水場	発電設備			80
32	野黒送水ポンプ場	発電設備			75
33	吉立加圧ポンプ場	発電設備			27
34	上巻浄水場	高圧受電、発電設備	500	295	500
35	上巻取水場	発電設備			80
36	川崎浄水場	高圧受電、発電設備	150	105	100
37	川崎水源発電機室	発電設備			47
38	館畑中継ポンプ場	発電設備			39
39	所萩ポンプ場	発電設備			80
40	本町浄水場	高圧受電、発電設備	200	135	200
41	里前浄水場	発電設備			65
42	里前取水場	発電設備			21
43	松川送水ポンプ場	発電設備			21
44	東稲浄水場	発電設備			43
45	大木浄水場	発電設備			40
46	竹沢浄水場	発電設備			55
47	切付中継ポンプ場	発電設備			40

【別紙－3】 自家用電気工作物一覧

No.	施設名称	設備区分	設備容量 [kVA]	最大電力 [kW]	発電機容量 [kVA]
48	古中継ポンプ場	発電設備			106
49	二日町浄水場	高圧受電、発電設備	170	117	106、63
50	三本松浄水場	高圧受電、発電設備	170	117	200
51	西口低区配水池（西口高区送水ポンプ場）	発電設備			20
52	徳田送水ポンプ場	発電設備			50
53	宇道沢第2加圧ポンプ場	発電設備			30
54	上野平送水ポンプ場	発電設備			40
55	深田加圧ポンプ室	発電設備			40
56	上場配水池（白石送水ポンプ場）	発電設備			20
57	辻山送水ポンプ場	発電設備			30
58	沢内浄水場	発電設備			30
59	箕ノ輪浄水場	高圧受電、発電設備	110	81	81
60	大籠浄水場	発電設備			40
61	舟木送水ポンプ場	発電設備			40
62	深萱高区送水ポンプ場	発電設備			63
63	箕ノ輪低区配水池（箕ノ輪高区送水ポンプ場）	発電設備			81